

長岡市公告第12号

長岡都市計画用途地域の変更案（長岡市決定）の縦覧について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により長岡都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、この都市計画の変更案の図書を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、長岡市に対し意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長岡市長 磯田達伸

1 都市計画の種類

長岡都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

第一種住居地域

追加する部分 長岡市上岩井の一部

第一種中高層住居専用地域

削除する部分 長岡市上岩井の一部

3 変更案の縦覧場所

(1) 長岡市都市整備部都市政策課

(2) 長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟1階 市役所総合窓口内

(3) 長岡市三島支所地域振興・市民生活課

4 縦覧期間及び意見書提出期間

令和8年1月19日から同年2月2日まで